

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の  
取扱要領に基づく災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

平成23年11月1日

財団法人畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆

1 繰延要領第2の1により指定する災害等

平成23年台風15号による災害（平成23年9月15日から同9月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第322号）により指定された災害をいう。）

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

すべてのリース